

特定技能外国人材制度（製造業分野）の 制度改正について

2022年8月

経済産業省

1. 受入れ見込数（5年間の上限）の見直し

- 制度の運用開始から3年4か月が経過したところ、コロナ禍という特異な状況が経済情勢の変化を生じさせ、全12分野において受入れ見込数と実態の乖離が進んでいることを受け、全体の見込数を変更しない範囲で、受入れ見込数（令和6年3月までの上限）の再精査を実施しました。
- 素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業分野（製造業分野）については、コロナ禍の影響を受けて業界の需要が拡大し、特定技能外国人の受入れが大幅に増加したことを踏まえ、当初の31,450人から、18,300人増の、49,750人に引き上げることを閣議決定しました。

全分野の受入れ見込数（上限）の見直し

	介護	ビルクリーニング	製造	建設	造船・船用	自動車整備	航空	宿泊	農業	漁業	飲食料品製造	外食	全体
在留者数 (R4.4時点)	8,484	946	15,034	7,149	2,258	1,050	70	140	9,692	891	25,138	2,660	73,512
充足率	14.1%	2.6%	47.8%	17.9%	17.4%	15.0%	3.2%	0.6%	26.6%	9.9%	73.9%	5.0%	21.3%
現行の受入れ見込数	60,000	37,000	31,450	40,000	13,000	7,000	2,200	22,000	36,500	9,000	34,000	53,000	345,150
見直し後の受入れ見込数	50,900	20,000	49,750	34,000	11,000	6,500	1,300	11,200	36,500	6,300	87,200	30,500	345,150

2. 業務区分の統合（1／3）

- これまで業務区分が19区分に分かれており、業務範囲が限定的でした。
- 現場の多能工化のニーズを受け、現場の実態に沿った制度となるよう、技能の関連性と業務の連續性を考慮し、3区分に統合する変更を行います。

旧 19業務区分

鋳造	機械検査
鍛造	機械保全
ダイカスト	電子機器組立て
機械加工	電気機器組立て
金属プレス加工	プリント配線板製造
鉄工	プラスチック成形
工場板金	塗装
めっき	溶接
アルミニウム陽極酸化処理	工業包装
仕上げ	



統合後の区分

新区分（旧区分の対応関係）	業務の共通性
①機械金属加工 <ul style="list-style-type: none">鋳造ダイカスト金属プレス加工工場板金鍛造鉄工溶接塗装機械加工仕上げプラスチック成形	素形材製造や機械製造に必要な材料、工場内の安全性に関する基本的な知識・経験等に基づく、加工技能及び安全衛生等の点で関係性が認められる
②電気電子機器組立て <ul style="list-style-type: none">機械加工仕上げプラスチック成形電気機器組立て電子機器組立てプリント配線板製造機械検査機械保全工業包装	電気電子機器や部品、工場内の安全性に関する基本的な知識・経験等に基づく、加工技能及び安全衛生等の点で関係性が認められる
③金属表面処理 <ul style="list-style-type: none">めっきアルミニウム陽極酸化処理	表面加工に用いる薬品や工場内の安全性に関する基本的な知識・経験等に基づく、加工技能及び安全衛生等の点で関係性が認められる

2. 業務区分の統合（2／3）

- 旧業務区分で在留資格を得ている者、または、旧試験区分で製造分野特定技能1号評価試験合格者についても、新業務区分に従事できるようになります。

I. 既に旧区分で在留資格を得ている者もしくは、旧試験区分で合格した者は、旧区分が含まれる新区分の他の業務にも従事可能となります。

(例：旧区分で、「鋳造」の在留資格をお持ちの場合は、前項①機械金属加工に含まれる他の業務に従事することができます。)

II. これから特定技能の在留資格を得る者は、新区分の在留資格が付与されます。

(例：「鋳造」の技能実習2号を良好に修了した場合は、前項①機械金属加工の在留資格が取得できます。)

※新区分での試験は来年度から実施予定です。

新試験区分	旧試験区分
①機械金属加工	鋳造
	鍛造
	ダイカスト
	機械加工
	金属プレス加工
	鉄工
	工場板金
	仕上げ
	プラスチック成形
	機械検査
	機械保全
	電気機器組立て
	塗装
	溶接
	工業包装

新試験区分	旧試験区分
②電気電子機器組立て	機械加工
	仕上げ
	プラスチック成形
	プリント配線板製造
	電子機器組立て
	電気機器組立て
	機械検査
	機械保全
	工業包装
	めっき
③金属表面処理	アルミニウム陽極酸化処理

※ 試験の正式名は、「製造分野特定技能1号評価試験（●●（区分名））」であるが、上表では区分名のみを抜粋して記載しています

2. 業務区分の統合（3／3）

- 業務区分の統合に伴い、試験区分の見直しも併せて行い、令和5年度の技能評価試験からの適用を予定しています。
- 学科試験は、「(1)新区分の共通問題 + (2)選択科目の問題」の形式とし、実技試験は従来の試験と同様に、19科目から選択する形式とします。難易度は既存の試験と同程度を予定しています。

	機械金属加工区分	電気電子機器組立て区分	金属表面処理区分
学科試験	<p>(1)区分共通問題</p> <p>(2)選択問題（15科目）</p> <ul style="list-style-type: none">・鋳造・ダイカスト・金属プレス加工・工場板金・鍛造・鉄工・機械加工・仕上げ <ul style="list-style-type: none">・プラスチック成形・溶接・塗装・電気機器組立て・機械検査・機械保全・工業包装	<p>(1)区分共通問題</p> <p>(2)選択問題（9科目）</p> <ul style="list-style-type: none">・機械加工・仕上げ・プラスチック成形・電気機器組立て・電子機器組立て <ul style="list-style-type: none">・プリント配線板製造・機械検査・機械保全・工業包装	<p>(1)区分共通問題</p> <p>(2)選択問題（2科目）</p> <ul style="list-style-type: none">・めつき・アルミニウム陽極酸化処理
実技試験	<p>選択問題（19科目）</p> <ul style="list-style-type: none">・鋳造・鍛造・ダイカスト・機械加工・金属プレス加工・鉄工・工場板金・めつき・アルミニウム陽極酸化処理・仕上げ・機械検査・機械保全・電子機器組立て・電気機器組立て・プリント配線板製造・プラスチック成形・塗装・溶接・工業包装		

特定技能外国人制度の一部変更に伴うお願ひ

令和4年9月
経済産業省

今般、素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業分野では、業界のニーズを踏まえて従来19に細分化していた業務区分を、①機械金属加工②電気電子機器組立て③金属表面処理の3つに統合することを閣議決定致しました。これにより、外国人材も日本人従業員と同様に、区分の範囲内の技能であれば幅広く従事できることになります。

以下2点を十分にご理解いただいたうえで、制度をご活用いただきますようお願い致します。

1. 訓練及び研修の実施について

制度改正により、技能実習を修了した科目や旧試験区分で合格した科目以外についても、区分の範囲内であれば柔軟に従事できるようになります。ただし、新しい技能に従事させる場合には、労働災害を防止するため、日本人従業員に行うものと同等の訓練や研修を実施していただくようお願い致します。

●素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針（令和4年8月30日閣議決定）

5 その他特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する重要事項

（2）ウ 特定技能所属機関は、1号特定技能外国人に対し、必要に応じて訓練・各種研修を実施すること。

●特定の分野に係る特定技能外国人受入れに関する運用要領-素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業分野の基準について-（令和4年8月30日一部改正）

第3 特定技能雇用契約の適正な履行の確保に係る基準

○さらに、特定技能所属機関は、1号特定技能外国人を受け入れる際、必要に応じた訓練・各種研修の実施等を行うことが必要です。特に当該1号特定技能外国人が技能実習で従事した職種とは異なる業務に従事させる等の場合には、労働災害を防止するために、十分な訓練や安全衛生教育を含む各種研修を実施する必要があります。

2. 引き抜きの防止について

本制度は区分の範囲内であれば企業間、業種間の転職が認められているため、今回の制度改正により、外国人材にとってはこれまでよりも転職可能な企業・業種の範囲が広がることとなります。ただ、受入れ機関の間で無秩序な外国人労働者の引き抜きが行われれば、業界内の雇用秩序を乱すとともに、大都市への過度な集中を助長する可能性があります。こうした点を踏まえ、特定企業または大都市圏等特定地域に外国人が過度に集中することを予防する観点から、外国人労働者を積極的に引き抜き雇用することは自粛いただきますようお願い致します。

業務区分の統合

- これまで業務区分が19区分に分かれており、業務範囲が限定的でした。
- 現場の多能工化のニーズを受け、現場の実態に沿った制度となるよう、技能の関連性と業務の連続性を考慮し、3区分に統合する変更を行います。

The diagram illustrates the consolidation of 19 business categories into 3 categories. On the left, a table titled "旧 19業務区分" lists 19 categories. An arrow points from this table to a larger table on the right titled "統合後の区分". The right table has three columns: "新区分 (旧区分の対応関係)" (New Categories (Correspondence with old categories)), "業務の共通性" (Commonality of business), and "業務の共通性" (Commonality of business). The first column lists the 19 old categories grouped into three new categories: ①機械金属加工, ②電気電子機器組立て, and ③金属表面処理. The second column lists specific processes for each new category. The third column describes the commonality of business for each group.

旧 19業務区分		統合後の区分			
鋳造	機械検査	①機械金属加工		素形材製造や機械製造に必要な材料、工場内の安全性に関する基本的な知識・経験等に基づく、加工技能及び安全衛生等の点で関係性が認められる	
鍛造	機械保全	・ 鋳造	・ 鉄工		・ 塗装
ダイカスト	電子機器組立て	・ ダイカスト	・ 機械加工		・ 電気機器組立て
機械加工	電気機器組立て	・ 金属プレス加工	・ 仕上げ	・ 機械検査	
金属プレス加工	プリント配線板製造	・ 工場板金	・ プラスチック成形	・ 機械保全	
鉄工	プラスチック成形	・ 鍛造	・ 溶接	・ 工業包装	
工場板金	塗装				
めっき	溶接	②電気電子機器組立て		電気電子機器や部品、工場内の安全性に関する基本的な知識・経験等に基づく、加工技能及び安全衛生等の点で関係性が認められる	
アルミニウム陽極酸化処理	工業包装	・ 機械加工	・ プリント配線板製造		
仕上げ		・ 仕上げ	・ 機械検査		
		・ プラスチック成形	・ 機械保全		
		・ 電気機器組立て	・ 工業包装		
		・ 電子機器組立て			
		③金属表面処理		表面加工に用いる薬品や工場内の安全性に関する基本的な知識・経験等に基づく、加工技能及び安全衛生等の点で関係性が認められる	
		・ めっき			
		・ アルミニウム陽極酸化処理			